

三次市教育委員会訓令第 号

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程
の一部を改正する訓令

(三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 三次市教育委員会事務決裁規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第 5 条の見出し中「教育次長」を「教育部長」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「教育次長」を「教育部長」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「教育長及び教育次長」を「教育長並びに教育部長及び次長」に改め、同条第 2 項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第 7 条を次のように改める。

(課長等の専決事項)

第 7 条 課長等限りで専決できる事項は次のとおりとする。

教育企画課長

(1) 教育委員会事務局内部の調整に係る会議の開催に関すること。

- (2) 規則等の公布手続に関する事。
- (3) 職務に専念する義務の免除に関する事で軽易なもの。

学校教育課長

- (1) 学齡児童，生徒の入学及び転学の処理に関する事。
- (2) 準要保護児童生徒の認定に関する事。
- (3) 宿泊を要しない修学旅行の届出及び学校行事の届出の受理に関する事。
。
- (4) 学校休業日の変更及び振替授業並びに臨時休業届出の受理に関する事。
。
- (5) 児童生徒の入学期日の通知及び就学すべき小学校又は中学校の指定に関する事。
- (6) 児童生徒の出席停止措置に関する事。
- (7) 教育推進計画のうち，軽易なものの策定及び実施に関する事。
- (8) 各種研修会における課題及び講師の認定に関する事。
- (9) 教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関する事。
- (10) 教科書又は準教科書として併用する副読本，解説書，参考書等の届出に関する事。

学校給食担当課長

- (1) 学校給食の運営に関する事。

社会教育課長

- (1) 社会教育計画のうち，定例又は簡易なものの策定及び実施に関する事。
。
- (2) 社会教育施設の管理に関する事。
- (3) 社会教育施設の相互の連絡調整に関する事。
- (4) 社会教育関係団体の育成指導並びに連絡調整に関する事。
- (5) 文化財の保護及び管理に関する事。
- (6) 文化財の調査及び報告に関する事。
- (7) 文化財の活用に関する事。
- (8) 芸術・文化施設の管理に関する事。
- (9) 芸術・文化施設の相互の連絡調整に関する事。

- (10) 芸術・文化団体の育成指導並びに連絡調整に関すること。
- (11) 文化財保護委員会委員に関すること（任免を除く。）。

第 10 条の表を次のように改める。

決裁区分	第 1 順位	第 2 順位
教育長	教育部長	次長
教育部長	次長	教育企画課長 学校教育課長 社会教育課長 学校給食担当課長
課長	主務課係長等	

（三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

第 2 条 三次市教育委員会文書取扱規程（平成 19 年三次市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

教育企画課	教教
学校教育課	教学
社会教育課	教社

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。